

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第34回）審議概要

開催日時	平成30年7月26日 13:30
場所	カラトピア5階ホール
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学准教授）
議事事項	総合評価方式を適用した工事の落札者決定について
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし

総合評価方式を適用した工事の落札者決定について

3者が入札に参加し技術評価点が出ているが、2回目の入札で2者が辞退し、技術評価点の低い業者が落札する結果になり、結果的には総合評価があまり意味をなさなかった。2者が辞退したことにに関して何か特別な事情があったのか。

特別不自然な点はなかったということか。

J Vは4者J Vということだったが他に入札参加資格の条件はあったのか。

設計金額は、技術提案に関する金額を予想した金額を含めているのか。

そうである。技術提案であるとかプラスアルファに関する金額が盛り込まれているのかということ

予定価格について、工事の場合は事後公表であり、1回目の入札において3 J Vとも入札金額が予定価格を上回ったため、2回目の入札を行うにあたり、3 J Vに対して1回目の入札において最も低かった入札金額が9億2千5百万円であったことをお知らせした。その結果、A企業体は自分たちの入札金額だということは分かっていたので少し下げて9億1千5百万円に、他の会社は5千万円以上開きがあり、5千万円以上金額を落とすと赤字になってしまうので辞退されたと推測している。

そのとおり。

入札参加の条件としては、4者とも市内に本店があること、代表構成員、第1構成員、第2構成員で総合評点に差があるのだが、例えば代表構成員は千点以上、第1構成員は9百点以上、第2構成員及び第3構成員は8百点以上、また4者とも特定建設業の許可を受けていること、そして施工実績としては、例えば代表構成員は1億5千万円以上の公共工事の実績があること、配置技術者については管理技術者・主任技術者を選任で置くことという条件を付けている。

入札金額について、例えばコンクリートの躯体の品質を向上させるなど、技術提案事項に関する金額がその価格の中に入っているかということか。

価格の中に入っている。

である。

価格について、低入札調査規準価格は上回っているので問題ないということであるが、技術評価総括表に記載されている技術評価点について、この度落札したA企業体は111.354点であるが、この点数を下回ってはいけないなどの基準はないのか。加算点の最高は30点ということになるかと思うが、半分以下となっている11.354点ということについて、何か規準というか、この点数を下回ってはいけないということはないのか。

審査資料を見るとA企業体の提案がB企業体に比べて圧倒的に少ないが、結果としてA企業体を受け持つとした場合に、B企業体が細かく丁寧に提案されているものをA企業体に実施してもらおうよう提案をすることはできないのか。

A企業体は欠格事項に当たる項目はなかったということか。

B企業体及びC企業体が辞退したからA企業体に決めざるを得な

特にこの点数を下回ってはいけないということはないが、評価項目ごとに0～3点、高いものになると4点の配点があり、その中で提案内容が不適切であるという項目があった場合は欠格事項となる。欠格事項になると他の提案が良くても、その提案者の入札は無効ということになる。

あくまで落札決定のための基準で、提案してきた中において、相対評価で欠格でない業者を決定するということであるので、他者ができることをここができるかということは別の話であり、工事監督等の判断により現場で提案することは工事発注課が行う場合はあるかと思うが、落札にあたって他者の提案通りにできないかなど、こちらが勧めることはない。技術力の比較なので、点数が高いところは技術力があり、低いところは技術力がないというふうに判断すれば、当然高いところのものを低いところができるかというと容易にできるわけではない。もしかしたらできるのではないかということを経験した場合は、多少変更して行う可能性はあるが、落札決定についてそれを加味することはない。

A企業体、B企業体、C企業体ともに欠格事項はない。

保留期間を設けて質問等を受け、積算内容の確認等を既に行っているため、このま

いのか。契約を結ぶまでの間に、例えばB企業体やC企業体が良い技術提案をしているからということで契約内容等を変更することなどはあり得るか。

辞退した2者だが、赤字が出るからという理由で辞退されたということだが、金額が開いた理由などについてアンケートを取るなどしてもらいたい。B企業体の技術提案は詳細に書かれており、とても良いものを作れると思う。また、市民向けのアピールもできている良い提案であり、それらに費用がかかっていると思う。辞退理由についてアンケートを取って今後参考にしていくことはできないのか。

今まではそうだったかもしれないが、今後良いものを作るのに、検討材料としてアンケートを取るのも一つの方法と考える。

A企業体の技術提案はあいまいな点がとても多いと思う。打設方法の検討会の実施や、かぶり厚確保の検討等、市側は履行の確認が難しいのではないか。例えばコンクリート躯体の品質向上及び施工精度確保について、打込み後のコンクリート上面は急激な乾燥を防ぐために5日以上散水養生をして常に湿潤状態を保つと提案書に記載されているが、これをどのように行うのか気になった。人が常について散水養生するのか、マットを敷くなどはしないのか。市の職員はどのように確認するのか。

ま特に意見がなければA企業体が落札するということになる。

赤字云々の話はあくまでこちらの推測にすぎないので、実際にそうであったかというのはまた別の話として、辞退理由については市から質問はしないので、結果として辞退されているということを受け止めるしかない。良い評価を受けた業者ではあるが、辞退したので、結果としてA企業体になったというところである。

価格だけでなく技術力も含めてということが総合評価方式の意義であるので、これからも総合評価方式の評価の仕方など検討していきたい。

評価する部分は文言等がほとんどで、文言等で評価せざるを得ないというところである。コンクリート標準示方書や管理基準等によりマット養生や暑中コンクリートを打つ際、あるいは真冬にかかれば寒中コンクリートとか、当然のように現場管理を発注課の方で行うと思う。いただいた意見は発注課に伝える。

<p>前々回、履行の確認をさせるという発言があったが、技術提案にあまりない点が多いので、少し気を付けて見た方が良いのではないかと思います。</p>	
---	--